

平成23年度包括外部監査の結果に関する報告書  
 (市立旭川病院の財務事務の執行及び事業の管理について)

| 指摘事項  | 措置状況   |
|---|--|
| <b>第3 監査の結果と意見</b>  |  |
| <b>1 医業未収入金管理について</b>   |  |
| <b>(2) 個人負担未収金(入院・外来分)について</b>  |  |
| <b>⑦ 監査結果と意見</b>  |  |
| <b>イ) 退院時の精算状況 即納原則の徹底</b>  |  |
| <p>保険者が支払うもの以外の使用料及び手数料は、市立旭川病院使用料及び手数料条例にしたがって、精算完了をもって初めて退院許可を出すように手続を改めるべきである。精算完了ができない患者については、必ず医事課との面談を実施し、支払誓約書の受領をもって退院を認めるべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     即納できない場合は、原則として支払誓約書の受領をもって退院を認めることとした。</p>  |
| <b>2 診療報酬請求業務について</b>   |  |
| <b>(2) 監査結果と意見</b>  |  |
| <b>① 未請求について</b>  |  |
| <p>未請求レセプトは保険者に請求していないため、会計処理を行っていない。本来、収益計上は請求の有無にかかわらず、診療行為が完了した段階で行うべきである。<br/>                     なお、保留レセプト一覧表には、未請求レセプトと再請求前の返戻レセプトが混在して日付順に記載されている。保留となっている理由が異なるものであるから、それぞれ別管理することが望ましいと思われる。</p>  | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     保険証不備の未請求レセプトについて、一定期間の調査を実施しても保険者が確認ができない場合は、患者負担の収益として計上することとした。<br/>                     保留レセプト一覧については、未請求レセプトと返戻レセプトを別管理することとした。</p> |
| <b>④ 返戻レセプトについて</b>   |  |
| <p>医事課では毎年3月に、発生から2年以上経過した返戻レセプトに関わる未収金残高を減額しているが、保険者に対する未収金を、個人に対する未収金に振替えるのが本来の処理である。</p>   | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     保険証不備による返戻レセプトについては、返戻となった日から一定期間に資格確認の調査を実施しても、なお不明な場合は、患者個人の収益として計上することとした。</p>  |
| <b>6 委託費について</b>  |  |
| <b>(4) 入院医事業務委託</b>   |  |
| <b>② 監査結果と意見</b>  |  |
| <b>イ) 業務従事者に関わる要件確認等</b>  |  |
| <p>指名業者選定条件よりも委託業務仕様書の要件のほうが厳しいものとなっている。本来、条件は一致してしかるべきであろう。<br/>                     また、実際の業務従事者が委託業務仕様書の条件に合致しているかについての確認はなされていない。<br/>                     仕様書に従った人員配置が行われていることの確認を徹底すべきである。<br/>                     また、委託業務仕様書では8割の人員に対して一定の条件を求めているが、その根拠は明らかではない。原則として業務従事者全員に対して一定の条件を求めべきであろう。</p> | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     業務従事者の資格及び実務経験等の確認については、資格認定証・職歴申告書等の提出を求めた。<br/>                     診療報酬請求業務に従事する者の資格要件等の根拠について、起案文書等に記載することとした。</p>                   |
| <b>(5) 外来診療関連事務業務及び診療情報管理業務委託</b>   |  |
| <b>② 監査結果と意見</b>  |  |
| <b>ア) 業務従事者に関わる要件確認</b>   |  |
| <p>入院医事業務と外来医事業務とを併せて行った事前照会に対するB事業者からの回答(P84参照)では、医事事務有資格者比率は95%、実務経験者比率は60%とされており、委託業務仕様書の要件を満たしていない。委託業務仕様書の要件を満たさない人員配置が行われている可能性があるにもかかわらず、確認がなされておらず、事務手続が杜撰である。</p>  | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     資格認定証・職歴申告書等の提出を求め受領し、仕様書の条件を満たしていることを確認した。</p>  |

| 指摘事項   | 措置状況   |
|--|--|
| <p>オ) 積算誤り</p> <p>人件費の積算に単純な計算ミスがあり、この結果、年間積算額は、あるべき金額よりも963千円多くなっている。</p> <p>積算誤りを修正したのちの金額が予定価格だったとすれば、落札額は予定価格を上回っていたことになる。</p> | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>委託料の積算に当たっては、単価及び業務時間等の内容のチェックを徹底し、細心の注意を払って実施することとした。</p> |
| <p>7 固定資産について</p>  |  |
| <p>(2) 監査結果と意見</p>   |  |
| <p>⑤補助金などに関する固定資産台帳と決算書での差異</p>  |  |
| <p>関連性を有する固定資産台帳の補助金等の金額と剰余金計算書の資本剰余金残高について、これまで照合する作業が行われていなかったことは問題である。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>照合を行ない必要な修正を行なった。</p>                                    |

| 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|--|--|
| <b>第3 監査の結果と意見</b>   |  |
| <b>1 医業未収入金管理について</b>  |  |
| <b>(2) 個人負担未収金（入院・外来分）について</b>   |  |
| <b>⑦ 監査結果と意見</b>   |  |
| <b>イ) 退院時の精算状況 窓口に立寄らない退院者への対応</b>   |  |
| <p>窓口に立寄らない退院者に対しては、電話連絡等は行われておらず、2週間程度を経過したのちに納付書を郵送しているが、こうした事案については、入退院窓口から医事課の未収金担当者に報告を行わせる必要がある。</p> <p>未収金担当者は、患者に対して電話連絡による事情聴取を行うと同時に納付書を受取るために来院するよう促すべきである。</p>   | <p>市立旭川病院医事課<br/>窓口に立寄らない退院者に対しては、速やかに連絡し支払い請求を行うこととした。</p>  |
| <b>イ) 退院時の精算状況 土日退院者の精算手続</b>  |  |
| <p>金曜日に精算額を確定すべきであるが、それができない場合には、金曜日に概算額を徴収することが望ましい。想定額を上回る程度の概算額を預かり、後日返金するという対応ができれば、よりよい。</p>  | <p>市立旭川病院医事課<br/>土日退院者の場合、現状では、医師が土日の診療費などを追加する場面が多いため、金曜日に概算額を徴収することは困難である。<br/>このような場合は、出来る限り翌診療日(原則月曜日)に患者さんと接触し、料金あるいは納入誓約書の徴収を行うよう努めることとした。</p> |
| <b>イ) 退院時の精算状況 DPC病名決定の適時化</b>   |  |
| <p>委託先業務従事者が医師に病名登録を依頼する際に、委託業務を管理する医事課に対してその状況を報告する手続は設けられていない。このため医事課では委託業者から提出される業務日報によって、事後的に状況を知るケースが多い。このため、概算通知遅れ、精算業務遅延に至る問題点の把握や未然防止策の検討が、十分に行えていない。</p> <p>委託業者は担当医師に連絡すると同時に、医事課にも直ちに連絡を行ない、連携して速やかに対応すべきである。</p>     | <p>市立旭川病院医事課<br/>委託業者は、病名登録の状況により業務に支障が出る恐れがある場合は医事課に報告する等、医事課と連携を深めて速やかに対応することとした。</p>  |
| <b>ウ) 外来に関わる精算の状況</b>  |  |
| <p>救急外来では保険者証を持参しなかった患者からは、診療当日は全く診療報酬を受領していないが、その場合は自費扱いとして請求するのが原則である。</p> <p>外来においても同様に自費扱いすべきである。</p> <p>また、窓口に寄らない患者は、滞留未収金となる可能性が高い。医事課の未収金担当者は、外来窓口従事者から窓口に寄らなかった患者の状況報告を受けて、必要に応じて督促状の発送を待たずに、直ちに督促を開始することを検討すべきである。</p> | <p>市立旭川病院医事課<br/>保険者証未提出者については、ほとんどが後日速やかに提出されており、本人全額請求は考えていない。<br/>外来の窓口に寄らない患者に対しては、窓口従事者から直ちに請求を行うこととしている。</p>                                   |
| <b>エ) 再入院者への対応</b>   |  |
| <p>入院窓口では、患者の未収額の有無をシステム端末で確認する手続を設けるべきである。未収金がある患者については、入院窓口から医事課に連絡することを徹底すべきである。医事課職員が面談を実施して、状況確認をしたうえで入院してもらうべきである。</p>   | <p>市立旭川病院医事課<br/>入院受付の際、患者の未収額の有無を確認することとし、未収額がある場合、医事課で速やかに患者と接触し、納入予定等を確認した上で、入院してもらうこととした。</p>  |
| <b>オ) 誓約書入手状況</b>  |  |
| <p>支払誓約書入手を徹底すべきである。そのためには、前述したように即納ができない入院患者に対しては、退院までに医事課職員が必ず面談を行うことが必要である。</p>   | <p>市立旭川病院医事課<br/>即納できない場合は、原則として支払誓約書の受領をもって退院を認めることとした。</p>   |

| 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|--|---|
| <p>力) 督促手続について a) 督促状の発送</p> <p>未収金回収に際しては、費用対効果を検討して、少額未収金については一定時点で督促作業を終えるべきである。</p> <p>死亡退院者に関わる精算が死亡退院当日に行なわれない場合は、速やかに医事課に連絡することを入院窓口業務従事者に徹底すべきである。</p> <p>死亡退院に際しても、精算が完了されない場合には支払誓約書入手すべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>督促作業は公平公正な取扱を原則としつつ、金額や未収金発生時期、滞納歴などを勘案した上で行うこととした。</p> <p>死亡退院者に関わる精算が死亡退院当日に行なわれない場合は、退院受付担当者が遺族や保証人に速やかに連絡をとることとし、支払誓約書については、可能な限り徴収することとした。</p> |
| <p>力) 督促手続について b) 電話督促・訪問督促の状況</p> <p>未収金額の多寡にかかわらず、ルールにしたがって徴収員の担当案件を決めているため、少額の未収金も担当することとなっている。金額の重要性等も考慮しながら、徴収員の担当案件を決定することも必要であろう。</p>   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>徴収業務の効率化を図るため、金額や未収金発生時期、滞納歴、所在地などを勘案した上で徴収員の担当案件を決定することとした。</p>  |
| <p>力) 督促手続について c) 分納について</p> <p>分納を約束した患者からは必ず分納誓約書入手すべきである。</p> <p>また、分納が予定どおりなされない場合には、督促を行うことを徹底すべきである。</p>   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>分納誓約書の徴収及び分納不履行者への督促を徹底することとした。</p>   |
| <p>力) 督促手続について d) 法的手段の実行</p> <p>支払誓約書、分納誓約書の提出に応じない場合や督促に対して何の反応も示さない状態が継続する場合など、一定条件を決めたうえで滞納継続者に対して法的措置を実施することを検討すべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>法的措置については、滞納者ごとの事情を考慮したうえで実施を検討することとした。</p>   |
| <p>力) 督促手続について e) 保証人への請求</p> <p>入院誓約書の受領を徹底すべきである。また、必要に応じて保証人に対して保証の履行を請求することも検討すべきである。</p> <p>また、身元引受人には、債務を履行する義務はないので、現在の記載は見直す必要がある。</p>   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>入院誓約書について、より一層の徴収の徹底を図る。また、患者や納入誓約者から納入されなかった場合は、事情により保証人に保証の履行を請求することとした。</p> <p>身元引受人が入院医療費を引き受ける旨の文言については10月中をめどに削除することとした。</p>                  |
| <p>キ) 未精算者に対する文書発行について</p> <p>現在、未収金が発生している患者に対しても無条件で文書を発行しており、診療報酬に加えて文書料も未収金となるケースが散見される。</p> <p>今後は文書発行に先立って、未収金の有無を確認することが必要である。未収金のある患者については、面談を実施し、支払いを要請すべきである。支払いが困難な場合には誓約書入手したうえで、文書発行を行うべきである。</p>   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>文書発行の際、未収金の有無を確認することとし、未収金がある場合は、督促及び支払誓約書の徴収を行い文書発行することとした。</p>  |
| <p>ク) 入院窓口との連携体制の構築</p> <p>入院窓口業務を行う委託業者も、即納が原則であるという認識を持つよう指導すると同時に連携して未収金管理を行っていく体制を整える必要がある。</p> <p>入院患者に対する督促業務は医事課で行うとしても、未収金のある再受診者の把握及び報告、無断退院者の報告は行わせるべきである。また、前述したように、今後は退院前、退院時に納付書の郵送を希望する患者に対して無条件で郵送を認めるべきではない。やむをえず認める際には支払誓約書を受領することが必要である。</p> | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>入院窓口業務を行う委託業者に対しては、診療費即納について指導した。</p> <p>今後は、入院窓口で未収状況を確認し、未収があった場合は、督促や支払誓約書の徴収を行うこととした。</p> <p>退院前、退院時に納付書の郵送を希望する患者に対しても、支払誓約書を受領することとした。</p>    |

| 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|---|--|
| <p>ケ) 職員の滞納者について</p> <p>平成23年3月末現在の職員未収金を確認したところ、31人分68,112円であり、平成23年12月末現在においても未収となっているものが4人分14,740円あった。滞納額こそわずかであるが、別に督促コストが発生していることも認識すべきである。</p> <p>今後はこうしたことがないようにすべきである。</p>                                      | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>診療費は条例で即納すべきものと定められていること、未収金を発生させないよう、平成24年8月20日から24日まで、院内サイボウズ掲示板で周知した。</p> <p>その後も月1回程度同様に周知することとした。</p> |
| <p>コ) クレジットカードの導入</p> <p>クレジットカード利用に際しては、認められる支払回数や何らかの事情で決済後に返金が生じた場合の返金方法等について、ルールを明確にしておく必要がある。</p> <p>そして、そのルールを救急外来窓口職員にも周知徹底する必要がある。</p>  | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>平成24年4月よりクレジットカード払いを導入したものであり、その際には、返金方法等について一定のルール化を図り、関係職員にも周知徹底を行った。</p>                                |
| <p>(3) 不納欠損処理について</p>   |  |
| <p>③監査結果と意見</p>   |  |
| <p>ア) 消滅時効完成による債権放棄手続について</p>   |  |
| <p>債権放棄すべき未収金の選定基準が明確にされていない中、担当者の判断に依拠して行われる選定では、その妥当性が担保されない。</p> <p>今後は、選定基準を明確にすべきである。そのうえで、消滅時効となる未収金の一覧表を作成し、各未収金の回収可能性の有無及びその判断根拠を記載することが望ましいといえる。</p>   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>選定基準を明確にし、債権放棄するものと放棄保留するものを分類して、判断根拠を示した一覧表を作成した。</p>   |
| <p>イ) 債務者死亡、行方不明等による債権放棄手続について</p>  |  |
| <p>本人死亡を理由に不納欠損処理された未収金に関わり、今後は、相続人から回収することが不可能と判断する理由まで明らかにしておく必要があると思う。</p> <p>また、時効である3年を迎えていない未収金の中にも、患者本人と連絡不能になっているもの及び患者本人がすでに死亡していて親族と連絡不能になっているものがあつた。</p> <p>こうした未収金の中で明らかに回収不可能と判断できるものも、債権放棄の対象とすべきである。</p> | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>相続人から回収することが不可能と判断する理由を明記することとした。</p> <p>平成23年度債権放棄分から、消滅時効が完成していない債権についても、回収不能と判断できるものは、債権放棄した。</p>       |
| <p>2 診療報酬請求業務について</p>   |  |
| <p>(2) 監査結果と意見</p>  |  |
| <p>②再審査請求業務の遅れ</p>  |  |
| <p>再審査請求レセプトの決定は毎月行われるにもかかわらず、再審査請求は毎月行われていない。数ヶ月分の再審査請求が、まとめて行なわれている。特段の事情がないものについては、再審査請求決定後、速やかに再審査請求を行なうようにすべきである。</p> <p>また、現在のところ再審査請求結果を担当医師に報告する手続が設けられていない。今後は、再審査請求結果が明らかになった段階で速やかに担当医師に報告すべきである。</p>        | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>再審査請求手続については、再審査請求決定後、速やかに行うこととした。</p> <p>再審査結果通知は担当医に結果を報告することとした。</p>                                    |
| <p>③診療報酬審査委員会開催について</p>   |  |
| <p>診療報酬に関わる調査・分析・検討を行う組織として、診療報酬審査委員会があるが、平成24年1月末現在一度も開催されていない。</p> <p>DPC対象病院においては、年に2回の開催が義務づけられているものである。</p> <p>実質のあるものにするためにも、定例開催時期を明確にして、次回に持ち越す課題についても適時に対応していくべきである。</p>                                       | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>診療報酬審査委員会については、年2回実施することとした。</p>   |

| 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|--|--|
| 3 人件費について  |  |
| (2) 監査結果と意見  |  |
| ①医師不足への対応  |  |
| <p>地方公営企業法の全部適用になったとはいえ、給与制度に関しては以前とほとんど変わっていない。新たな給与体系、例えば収益実績や勤務評価に基づく給与体系について検討を行うことは必要と思われる。</p> <p>また、研修制度などについてもさらなる充実が必要となってくるであろう。</p> <p>さらに、女性医師の採用について積極的に取り組むことも必要ではないだろうか。</p>                          | <p>市立旭川病院経営管理課<br/>勤務評価の充実について検討することとした。</p> <p>研修制度については、初期研修プログラムの2年目自由選択において、来年度から旭川医大を協力型病院として脳外科及び整形外科の研修の選択が出来るようにすることとした。</p> <p>女性医師の確保については、引き続き募集する。</p> |
| 4 医薬品について  |  |
| (5) 監査結果と意見  |  |
| ③薬品のコスト削減へ向けた取組み   |  |
| ア) 使用する薬品自体を変更する方法   |  |
| <p>ジェネリック薬品への移行は薬剤科が主導して行われているが、現場からの意見を重視する結果、ジェネリック薬品の採用率はそれ程伸びておらず、厚生労働省の目標数値である数量ベース30%とはかなりの差が生じている。</p> <p>ジェネリック薬品の採用に慎重を期すことは重要であるが、薬品費を下げるためにも、また全国的な採用平均値と比較してもより積極的な採用を目指すことは必要であると思われる。</p>              | <p>市立旭川病院薬剤科<br/>薬剤委員会が主導してジェネリック医薬品の拡大及び医薬品総数の削減に取り組むこととした。</p>   |
| 6 委託費について  |  |
| (3) 給食事業   |  |
| ②監査結果と意見   |  |
| ア) 予定喫食数の算定について  |  |
| <p>給食事業の業務委託において入院患者数の落ち込みを考慮することなく、中期経営計画の目標患者数に基づいて予定喫食数の算定は行われていた。</p> <p>今後は前年度の喫食実績や契約年度に関わる入院患者見通しを反映して、予定喫食数を算定すべきである。</p>  | <p>市立旭川病院栄養給食科<br/>平成24年6月からの長期継続契約においては、過去の喫食実績や契約期間に関わる患者見通しに基づく予定喫食数により契約を締結した。</p>   |
| イ) 契約方法について b) 平成21年度及び平成22年度における固定管理費単価   |  |
| <p>材料費は単価契約、それ以外の経費については定額契約とする現在の契約方法で、長期継続契約を結ぶことは見直すべきである。</p> <p>病院として最も望ましいのは、単価制とすることである。単価制にできないのであれば、単年度契約とするか、長期継続契約期間中に契約の見直しができるようにするべきである。</p>   | <p>市立旭川病院栄養給食科<br/>平成24年6月からの長期継続契約においては、単価制による契約を締結した。</p>  |
| ウ) 委託費の積算内容について  |  |
| <p>平成21年度からの長期継続契約においては、年間予定喫食数を前年度よりも増やしているにもかかわらず、積算上の必要人員数を減少させている。その算定理由は明らかではない。また、積算単価の一部が前年度より上昇しているが、その理由も明らかではない。</p> <p>今後の積算においては、合理的な根拠に基づく人員数、単価設定を行うべきである。</p> <p>また、その算定根拠は積算書等において明らかにしておくべきである。</p> | <p>市立旭川病院栄養給食科<br/>平成24年6月からの長期継続契約においては、実績に基づく人員数等合理的な根拠に基づく積算を行った。</p> <p>また、算定根拠は積算書において明らかにした。</p>   |

| 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|---|---|
| (4) 入院医事業務委託  |   |
| ②監査結果と意見  |   |
| ア) 指名競争入札のあり方について   |   |
| <p>入院業務と外来業務と併せて条件確認を行っているのは、妥当とは言えない。事前照会は委託業務単位で行うべきであったといえる。</p> <p>医事業務に関わる競争入札参加資格者に対する事前照会の回答に基づいて指名業者を選定するという手続には、合理性があるとは言えない。</p> <p>医事業務における競争入札参加資格者すべてに対して指名通知を行ったうえで、指名競争入札を行うべきである。</p> | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>入札参加資格者すべてに対して指名通知を行うことについては、医事業務の専門性及び競争性の両面を考慮し、今後更に検討が必要なものとするが、事前照会については、今後、委託業務単位で実施することとした。</p> |
| ウ) 研修について   |   |
| <p>業務水準の確保のためには、計画書や実施報告書の提出まで求め、実施状況を確認するべきである。</p> <p>また、積算書において研修費として年間68千円が計上されているが、具体的に想定された研修はなく、実際にも実施されていないということである。</p> <p>積算根拠が明確でない以上、積算項目とするべきではない。</p>                                   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>研修計画書及び実施報告書の提出を求め、研修計画書については既に受領済みであり、研修も計画に従い実施していることを確認した。</p>                                     |
| (5) 外来診療関連事務業務及び診療情報管理業務委託  |   |
| ②監査結果と意見  |   |
| ウ) 入札のあり方について   |   |
| <p>受託者が準備可能となるよう、入札日から業務委託開始日までには一定の期間を設けるべきである。また、事前照会の結果によって指名業者を選定するのではなく、医事業務に関わる競争入札参加資格者すべてに対して指名通知を行ったうえで、指名競争入札を行うべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>入札参加資格者すべてに対して指名通知を行うことについては、医事業務の専門性及び競争性の両面を考慮し、今後更に検討が必要なものとするが、規則に基づき可能な限り期間を設けるよう努めることとした。</p>   |
| エ) 人員配置について   |   |
| <p>今後は、業務日報において、個々の業務単位での人数報告をさせるべきである。また、実際の業務量を定期的に把握して、積算人数算定の基礎とすべきである。</p> <p>こうした資料に基づいて、合理的な根拠のある積算を行うべきである。また、当該積算根拠は第三者が検証できるよう文書化すべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>業務日誌において個々の業務単位の人員報告を求め、積算に反映させることとした。</p> <p>また当該積算根拠は第三者が検証できるよう文書化することとした</p>                      |
| カ) 研修について   |   |
| <p>業務水準の確保のためには、委託業務仕様書において計画書や実施報告書の提出まで求め、実施状況を確認するべきである。</p> <p>また、積算書において研修費として年間553千円が計上されているが、具体的に想定された研修はなく、実際にも実施されていないということである。積算根拠が明確でない以上、積算項目とするべきではない。</p>                               | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>研修計画書及び実施報告書の提出を求め、研修計画書については既に受領済みであり、研修も計画に従い実施していることを確認した。</p>                                     |
| (7) 寝具病衣供給洗濯業務  |   |
| ②監査結果と意見  |   |
| ア) 契約方法について   |   |
| <p>次回の寝具病衣供給洗濯業務契約に際しては競争入札とするということであるが、その際は一般競争入札とすることが妥当といえる。</p>   | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>寝具類・手術衣類等は感染症の恐れがあることから、消毒に関するガイドラインに基づく業務の質を確保する必要があるため、一般競争入札は困難である。</p>                          |

| 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|--|--|
| イ) 他の洗濯業務について  |  |
| <p>看護衣類の供給・洗濯業務にかかわる業務委託については、より競争性を高めるために、入札参加者を増やすことが望ましいといえる。</p> <p>当該業務委託も今後は競争入札に移行することと思われるが、その際は一般競争入札として、競争を行わせるべきである。</p> <p>経済性、効率性が得られるのであれば、二つの洗濯委託業務を一本化することも検討すべきであろう。</p>                      | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>看護衣類の供給・洗濯業務にかかわる業務委託については、看護師の出入に応じ頻りに丈詰め等の細かい調整が発生し、迅速な対応が必要となるため、市内に本店を置く事業者に限定している。</p> <p>また、看護衣類契約と病衣・寝具契約を1本化することは業務内容に相違点があり、効率的とはいえず、現時点では考えていない。</p> |
| (8) ボイラー運転保守管理等業務  |  |
| ②監査結果と意見   |  |
| <p>業務委託を単年度契約から長期継続契約に移行する場合、経済性も可能な限り追求すべきである。単年度契約時よりも積算を下げる要素がないかを検討すること、可能な限り入札参加者を確保するため、入札のあり方に、見直すべき点がないかを検討することは必要であろう。</p> <p>平成22年度業務委託に関わる入札は平成22年3月24日に行われている。もう少し余裕をもった日程にする必要がないかを検討すべきであろう。</p> | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>単年度契約と長期継続契約は一律に比較できないが、いずれの場合においても入札制度に基づく適正な執行による結果である。</p> <p>今後の業務委託においても制度に沿って単年度契約か長期継続契約かの判断を適切に行う。また、日程については、可能な限り期間を設けるよう努める。</p>                     |
| (9) オーダリングシステムの運用保守委託契約  |  |
| ②監査結果と意見   |  |
| イ) 再々委託について  |  |
| <p>オーダリングシステムの運用保守委託契約については、再委託、再々委託が行われている。</p> <p>再委託理由と再々委託理由は全く同じ内容であり、当該承諾願からは、再々委託する合理的理由は明らかではない。再々委託する理由を明確にする必要があるといえる。</p>   | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>両者の違いが明確で、再々委託が明らかに必要であると判断される場合、再々委託を認めるものとした。</p>  |
| 7 固定資産について   |  |
| (2) 監査結果と意見  |  |
| ①取得について  |  |
| イ) 取得に係る財源   |  |
| <p>病院で使用する機器については、単純に経済的な優劣だけではなく、リースとした際の充実したメンテナンスなど使用する医師等の使い勝手の良さも重要となることは理解できる。しかし、一方で市立病院として経済性を求めることも必要であり、その点についても十分に検討し資料を残しておくことは重要である。</p> <p>リース期間終了後に検証を行う際にも、購入と比較した際の資料は必要であろう。</p>             | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>メンテナンスリースにより医療器械を導入しようとする際には、購入した場合との経済比較を行うとともに、その検討資料はリース契約書等と共に保存することとした。</p>   |
| ②減価償却について  |  |
| ア) 年度途中で取得した資産に係る減価償却  |  |
| <p>収入への影響が大きいと思われる器械ほど高額であり、当然、減価償却額も大きくなるであろうから、収益と費用を対応させるためには、公営企業法の認容規定に従って使用した月から減価償却の計算を始めることが望ましいと考えられる。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>公営企業の会計制度では、翌年度からの減価償却が原則であることから、現行どおりとする。</p>   |



| 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|---|--|
| <p>③固定資産管理について</p> <p>現物もシステム上もすでに除却済みであるものの資産管理部署の固定資産台帳コピーが残ってしまっていた。今後は手続を徹底し、各資産管理部署で保有する固定資産台帳コピーとシステムを一致させておく必要がある。</p> <p>また、実査に関わる実施基準や方法を定めて、それに従って各資産管理部署の実査を実施し、その結果を経営管理課で掌握することが必要である。</p> <p>また、各資産管理部署において子番号資産の廃棄申請手続について再度確認を行うことが必要である。</p> | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>資産管理部署毎にコピー台帳と資産物品の実査調査を実施するとともに、毎年報告書の提出を求めるよう改善した。</p> <p>なお、今後は、一式で購入した資産については、個々に番号を付することとし、子番号は取り扱わないこととした。</p> |
| <p>④高度医療機器について</p> <p>高度医療機器の購入に際しては市の財政負担も多額となること、また、高額医療の収支不足相当額については一般会計負担もあることから、定期的に計画と実績を比較して、少しでも計画を上回る事ができるように努力することが必要と思われる。</p>   | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>高額医療機器については定期的に計画と実績の比較並びに評価を行うこととした。</p>  |
| <p>9 中期経営計画について</p>   |  |
| <p>(4) 監査結果と意見</p>  |  |
| <p>②経営企画管理に関わる機能について</p>  |  |
| <p>今後、病院情報の収集及び分析、病院の経営計画の企画及び立案、業務改善の進捗管理等を一元的に管理する部署を設けることが望ましいといえる。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>部署を新たに設けることは行わないが、病院情報の収集及び分析、病院の経営計画の企画及び立案、業務改善の進捗管理等を一元的に管理するため、4月に医事課と経理係の担当で構成する経営分析チームを作った。</p>                |
| <p>11 医療の安全確保について</p>   |  |
| <p>(2) 監査結果と意見</p>  |  |
| <p>②医療安全体制の実際の運用状況について</p>  |  |
| <p>ア) 医療事故調査委員会の開催状況</p>  |  |
| <p>医療事故調査委員会は、過去3年間において専門委員会しか開催しておらず、外部委員が関わる場面が全くない運用には改善すべき点があると考ええる。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>ケースごとに判断し、必要な場合は医療事故調査委員会を開催することとした。</p>   |
| <p>イ) インシデント・アクシデントレポート d) I・Aレポートの活用</p>   |  |
| <p>I・Aレポートについて、同様の事故を束ねて検討すると、個別検討ではみえなかった問題点や改善策が明らかになることもあると思う。他の年度と背景事情・要因・態様等が異なる案件が多く含まれている可能性もあり、マニュアルの変更が必要となることも考えられる。</p> <p>毎週行う個別検討会とは別に、インシデント・アクシデントの年間総数が増加している項目については、包括的に分析、検討を行うことも有用なことと思う。</p>   | <p>市立旭川病院医療安全管理課</p> <p>統計で特段の変化のある事項など、更に必要に応じて分析を行うこととした。</p>  |
| <p>ウ) 財団法人日本医療機能評価機構の認定取得</p>   |  |
| <p>評価機構へ報告すべき「重大な事故等」に当たるかどうかの判断は、病院機能評価認定に関する運用要項等で定められている「重大な事故等」の範囲の定めに基づいて病院が判断するものであるから、運用要綱に基づき、厳正に判断し、報告すべきか否かを定めるべきである。</p>   | <p>b) 評価機構への報告事例</p> <p>市立旭川病院医療安全管理課</p> <p>運用要項に基づき、より厳正に判断し、報告するものとした。</p>  |

| 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|--|---|
| <p>エ) 医療事故発生後の対応状況 b) 事実関係の調査と原因究明</p> <p>医療事故のレベル判定によって画一的に開催の有無が判断されるものではないという事は理解できるが、事故検証会又は医療事故調査委員会開催の目安としている医療事故レベルに該当する事故について開催を行わない場合には、その判断経緯を記録として残しておくことが必要であろう。</p>                 | <p>市立旭川病院医療安全管理課<br/>事故検証会、医療事故調査委員会開催の判断の記録を残すこととした。</p>   |
| <p>エ) 医療事故発生後の対応状況 c) I・Aレポートの収集・分析、事故への対応等の検討</p> <p>医療安全対策委員会において検討した内容は、必ず議事録として残すべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医療安全管理課<br/>チェックを厳しくし漏れがないよう注意して議事録を作成することとした。</p>   |
| <p>エ) 医療事故発生後の対応状況 d) 医療事故の発生及び改善策・再発防止策の周知</p> <p>原因が明らかな医療事故は、内容は違っても、どの部署でも起こり得るのであるから、少なくとも医療事故の発生をリスクマネジメント委員会に報告し、注意喚起する必要はあると思われる。</p>  | <p>市立旭川病院医療安全管理課<br/>事例により、その共有が有効である場合など、必要に応じて注意喚起することとした。</p>                                      |
| <p>エ) 医療事故発生後の対応状況 e) 財団法人病院機能評価機構への報告</p> <p>医療事故4件の事例のうち1件についてのみ財団法人病院機能評価機構へ報告されていた。財団法人病院機能評価機構が定める運用要項等を厳正に判断すれば、報告されていない3件のうち2件についても報告すべき事例であったと思われる。</p>                                  | <p>市立旭川病院医療安全管理課<br/>運用要項に基づき、より厳正に判断し、報告するものとした。</p>   |
| <p>エ) 医療事故発生後の対応状況 f) まとめ</p> <p>過去3年間に発生し、かつ和解金を支払った4件の医療事故について検証した結果、医療事故発生後において、定められた手続に従った対応が徹底しているとは言えない状況が見受けられた。今後は、定められた手続をより一層意識して医療事故に対応する必要がある。</p>                                   | <p>市立旭川病院医療安全管理課<br/>定められた手続に従った対応により、より一層、医療安全の確保に努めることとした。</p>                                      |
| 12 患者の権利の尊重について  |   |
| (1) インフォームドコンセント   |   |
| ②監査結果と意見   |   |
| <p>説明方法や同意書の内容について改善すべき事項が発生したときには、当該同意書等を個別に改善するだけでなく、同種事案でのトラブルを予防するため、周知する必要があると思われる。</p> <p>また、医師によってインフォームドコンセントについての認識・意識に相違があるように見受けられ、インフォームドコンセントマニュアルの内容を徹底する方法について検討する必要があると思われる。</p> | <p>市立旭川病院医療安全管理課<br/>必要に応じて各委員会等で周知していくこととした。</p> <p>また、インフォームドコンセントマニュアルを再度周知し、各医師の意識統一を図ることとした。</p> |
| (3) 利用者の声、アンケート、苦情   |   |
| ④監査結果と意見   |   |
| イ) 苦情処理 a)   |   |
| <p>苦情処理対応報告書には、苦情受付日時の記載はあるが、報告書起案日が記載されていないものが多いため、迅速な苦情処理を促す観点や検証の必要性の観点からも、報告書の起案日を記載すべきである。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課<br/>報告書に起案日の欄を作成し、起案日を記載することとした。</p>   |

| 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|---|---|
| <p>イ) 苦情処理 b)</p> <p>苦情処理対応報告書が作成されているが、対応結果欄には、途中経過までしか記載されておらず、その後の結果、回答内容について記載されていないものが複数あった。迅速かつ統一な対応をとるためにも、苦情処理情報はできるだけ一元化して保管するのが望ましいと思われる。</p> | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>処理結果について漏れなく報告し、複数の部署に係る案件については合議する、写しを保管する等により情報共有に努める。</p>          |
| <p>イ) 苦情処理 c)</p> <p>同種の苦情が発生する可能性が高い事案については、看護部においては、看護師全員に周知指導をしているとのことだったが、他職種・他部門の職員へも周知するのが望ましいと思われる。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>他職種・他部門においても同様の苦情が発生すると思われる事案については、院内LANの掲示板など活用し、職員への周知を図ることとした。</p> |

平成23年度包括外部監査の結果に関する報告書  
 (市立旭川病院の財務事務の執行及び事業の管理について)

| 意見の概要  | 意見に対する考え方  |
|--|--|
| <b>第3 監査の結果と意見</b>   |  |
| <b>1 医業未収入金管理について</b>  |  |
| (2) 個人負担未収金(入院・外来分)について  |  |
| ⑦ 監査結果と意見  |  |
| ア) 退院前の概算通知  |  |
| <p>入院概算通知書には入退院窓口で相談を受ける旨の記載があるが、その場で行っているわけではないのであるから、記載を改めるべきである。</p> <p>概算通知書を手渡す際に、医事課で相談に乗る旨を伝達することも必要で、事後的に対応するよりも、退院前に患者の経済的状況を把握し、患者と一緒に支払方法を検討するほうが効率的である。地域医療連携室あるいは医事課に相談してもらいやすいようにすべきである。</p> | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     高額療養費や貸付制度などの簡易な相談は入退院窓口で、それ以外の相談は、別室に案内して医事課で対応しているが、入院概算通知書を手渡す際や入退院時において説明を行うとともに、入退院窓口で相談場所を見やすく掲示することで、退院前に支払方法等の相談を受けやすい環境を整備した。</p> |
| (3) 不納欠損処理について   |  |
| ③ 監査結果と意見  |  |
| ウ) 貸倒引当金計上の必要性   |  |
| <p>消滅時効でも債権放棄対象としなかった残高は、回収可能性は低いことと思う。こうした債権については、貸倒引当金を計上すべきである。</p>   | <p>市立旭川病院経営管理課<br/>                     地方公営企業会計制度の見直し(平成26年度)に合わせて、貸倒引当金を平成26年度予算に計上し執行した。</p>  |
| <b>3 人件費について</b>   |  |
| (2) 監査結果と意見  |  |
| ③ 会計処理方法について   |  |
| イ) 退職給付引当金   |  |
| <p>市役所と市立旭川病院の双方に在籍期間のある職員に係る退職金支給ルールは長年慣行として行われてきているものであり、明文化されたものではない。</p> <p>今後の負担のあり方については、旭川市役所と協議して、負担区分ルールを明確にすべきである。そのルールに応じて、市立旭川病院が退職手当を負担する職員については、引当を行う必要がある。</p>                              | <p>市立旭川病院経営管理課<br/>                     地方公営企業会計制度の見直し(平成26年度)に合わせて、平成25年12月12日、一般会計を所管する部局と協議のうえ退職手当(退職給付引当金)の負担ルールを定め明文化し、これに基づいて退職給付引当金を平成26年度予算に計上し執行した。</p>                 |
| <b>6 委託費について</b>   |  |
| (5) 外来診療関連事務業務及び診療情報管理業務委託   |  |
| ② 監査結果と意見  |  |
| イ) 業務従事者に関わる要件設定内容   |  |
| <p>業務従事者全員に、医療事務の基礎的な教育を修了していることを求めているが、これが具体的にどのような条件であるのかは明確でない。具体的な条件を求めべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     平成25年度から、業務従事者に求める具体的な条件等について仕様書を整備した。</p>   |
| キ) 院内がん登録業務について  |  |
| <p>院内がん登録業務については、病院内部業務にするという選択肢もあることと思う。今後の院内がん登録業務のあり方を一度検討する必要があることと思う。</p>   | <p>市立旭川病院医事課<br/>                     診療情報の管理体制のあり方を検討し、平成25年度から、院内がん登録業務従事者を直接雇用し、内部業務に変更した。</p>  |

| 意見の概要   | 意見に対する考え方  |
|---|--|
| <p>ク) 業務委託単位</p> <p>業務委託については、現在よりも経済的、効率的な委託業務単位がないかを検討する余地があることと思う。その際には入院委託業務も含めて検討することが必要であろう。</p>  | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>業務の一体性を考慮しつつ、従前よりも経済的、効率的な委託業務単位を検討し、平成25年度から、業務単位を入院関係診療報酬請求等業務、外来関係診療報酬請求等業務、各診療科外来窓口受付業務、診療情報管理業務の4業務単位に変更した。</p> |
| (9) オーダリングシステムの運用保守委託契約   |  |
| ② 監査結果と意見   |  |
| ア) 積算のあり方について   |  |
| <p>積算は業務区分ごとに詳細に行われているが、その総額の70%を最終的な積算額としている。</p> <p>こうした割引計算は積算にはなじまないといえる。今後も割引計算を行うというのであれば、その根拠を明確にする必要がある。</p> <p>また、契約に先立って入手した見積書には、見積総額の記載があるのみである。</p> <p>今後は見積内訳を明らかにした見積書を入手すべきである。見積りに記載された作業量と実際作業量を比較検証することは、翌年度の契約時の参考にもなることと思う。</p>                                    | <p>市立旭川病院医療情報管理課</p> <p>積算方法を見直し、割引計算を行わないことにするとともに、契約時の参考資料として、見積内訳を記載した見積書の提出を求めた。</p>   |
| ウ) 実績把握について   |  |
| <p>ハードウェア保守業務、ソフトウェアの保守業務、システム運用業務のそれぞれについて、実施した業務の詳細報告を求めるべきであろう。</p> <p>それによって把握した実際業務の状況と積算書との比較検討を行い、翌年度以降の契約の参考とすべきである。</p>  | <p>市立旭川病院医療情報管理課</p> <p>契約時の参考資料として、見積内訳を記載した見積書の提出を求めるほか、実施した業務の詳細報告を求め、次年度契約時の参考資料として比較検討を行うこととした。</p>                                 |
| 8 一般会計繰入金について   |  |
| (3) 監査結果と意見   |  |
| ① 一般会計繰入にかかわる基準の明確化   |  |
| <p>中期経営計画において、法律や総務省通知等に基づいて一般会計繰入を行うという基本方針が述べられたのちに、一般会計繰入項目が列挙されているが、その記載内容は十分とは言えない。</p> <p>また、総務省通知においては、繰入額の算定方法については明確にしていない項目が多い。どのように繰入額を算定するかは、各病院が決定しているところである。</p> <p>したがって、具体的な算定方法についても記載すべきである。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>平成25年2月8日から、一般会計を所管する部局と協議のうえ一般会計繰入金の算定方法を含め「一般会計繰入金算定要領」を定め、運用を明確にした。</p>   |
| ② 総務省通知にない繰入の妥当性とその説明責任   |  |
| <p>平成22年度において総務省通知にはない繰入項目は、オーダリングシステムに要する経費、医科大学臨床医学教育収支不足分補填、病理解剖である。</p> <p>いずれの繰入も地方公営企業法第17条の2の趣旨に合致していることと思う。但し、オーダリングシステムに要する経費と医科大学臨床医学教育収支不足分補填については、平成23年度は繰入対象から外しており、繰入方針は一貫していない。</p> <p>総務省通知にない繰入については、なぜこうした項目が一般会計繰入の対象となるのかについて、繰入基準等を明らかにする文書において説明する責任があることと思う。</p> | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>平成25年2月8日から、一般会計を所管する部局と協議のうえ一般会計繰入金の対象経費及び算定方法について「一般会計繰入金算定要領」を定め、運用を明確にした。なお、当該要領はホームページで公表した。</p>              |

| 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|---|---|
| ③ 繰入金の算定方法について  |   |
| ウ) 高度医療費（リニアック）   |   |
| <p>放射線治療室収支計算書に基づく算定は精度が高いとは言えないが、これに代わる算定方法は現在のところみあたらない。</p> <p>放射線治療室収支計算書をベースに、給与や材料費についてはできる限りリニアック治療に関わる実際発生経費を集計する方法を検討して、一般会計繰入額を算定するしかないであろう。</p> <p>簡便的に放射線治療室に関わる減価償却費の3分の2を控除することが考えられる。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>平成25年度予算より、リニアック（放射線治療）に関する一般会計繰入金については、管理の精度を高めるため、原価計算の部門別収支データと比較して算定することとした。なお、算定において放射線治療室に関わる減価償却費は、繰出基準により建物分は3分の2、器械分は2分の1を控除した。</p>  |
| 9 中期経営計画について  |   |
| (4) 監査結果と意見   |   |
| ① 中期経営計画の修正の必要性について   |   |
| <p>平成23年度の実施状況を点検・評価したのちに、平成27年度までの中期経営計画における経営指標の数値目標並びに収支計画の見直しを検討すべきである。</p>   | <p>市立旭川病院経営管理課</p> <p>平成27年度までの中期経営計画の経営収支見通し及び経営目標の見直しを行い、計画の改訂版を策定した。</p>   |
| 10 診療科別損益計算について   |   |
| (3) 監査意見と結果   |   |
| ① 診療科別損益計算方法の理解について   |   |
| イ) 部門別損益計算の説明書の作成について   |   |
| <p>診療科別損益計算は複雑な計算方法を採用しているにもかかわらず、診療科別損益について説明書が作成されておらず、その運用は属人的なものとなっている。</p> <p>今後、診療科別損益に携わる職員が交代することも想定されるが、その際に説明書もないような状態では引継ぎにも支障が生じかねない。今後、速やかに説明書の作成を行うべきである。</p>   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>旧原価計算システムが複雑かつ不随意なものであったため、平成26年1月に新システムに切り替え、同時によりわかりやすい形で記載した説明書を作成し、当該システムのマニュアルにて運用中である。</p>  |
| ② 経営活用度について   |   |
| イ) 診療科別損益計算の改善策について   |   |
| <p>現在の原価計算システムで作成することができる各診療科別損益計算については、概括的な各診療科の業績評価や病院全体としての損益管理に利用することとし、さらに補助部門については補助部門単独での実績管理（予算や前年との比較など）により、いかに費用を削減できるかに注視し、中央診療部門については、稼働率に注視した分析を行うことも必要ではないだろうか。</p> <p>将来的にシステムの更新などの際には、DPCを採用している病院の一部で行われている疾病別原価計算など、医師らにとって具体的な費用削減及び効率的な治療につながるデータとなり得るような原価計算を目指すことも必要と思われる。</p> | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>平成26年1月に導入した新システムでは、部門別はもとより、病院全体や補助部門等の分析が可能となったほか、疾病別の評価も可能となっている。</p> <p>補助部門においては、入院食事栄養指導料や薬剤管理指導料において、算定率等の分析及び他院比較が可能となり、これらにより医療の質の向上と収益増が期待できる。</p> <p>また、薬剤において、後発医薬品の使用状況分析及び他院比較、薬剤切替による費用シミュレーションが可能となり、これらにより薬剤費削減が期待できる。</p> |
| ③ 医師のタイムスタディについて  |   |
| <p>費用のうち、医師の給与については、平成19年に実施されたタイムスタディの結果を配賦基準として使用しているが、タイムスタディの実施後、整形外科が閉鎖したこと、その後の患者数の減少傾向からも以前のタイムスタディの結果と現在の状況が変わっている可能性も高いため、タイムスタディについても定期的に行う必要があると考えられる。</p>   | <p>市立旭川病院医事課</p> <p>平成24年度に新たなタイムスタディを実施したが、今後状況の変化（各診療科における医師数の増減や診療体制の変更等）に応じて、その都度タイムスタディを見直し、より現状を適正に反映できるようにした。</p>  |

| 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|--|---|
| ④ 診療科別損益の分析について  |   |
| 持ちベッド数の見直し   |   |
| <p>入院部門から診療科部門への配賦には、持ちベッド数が使用されるが、持ちベッド数が実態と乖離している状況が見受けられた（放射線科、皮膚科）。</p> <p>今後、持ちベッド数は見直す予定とのことであるが、原価計算の配賦基準の適格性という観点からも速やかに実態に合うよう修正すべきと考えられる。</p>  | <p>市立旭川病院医事課<br/>平成25年11月に病棟再編を行い、持ちベッド数と実態との乖離があった部門については是正した。</p>   |
| 12 患者の権利の尊重について  |   |
| (2) 診療情報の開示  |   |
| ②監査結果と意見   |   |
| <p>診療情報開示の際に担当医師による診療記録等についての説明は行われていないとのことであり（患者から説明を求められれば担当医師が説明するとのことである）、この点については、要綱に従った運用がなされていなかった。要綱に従った運用とするよう改善するか、要綱が現実的でないのであれば、要綱を改正する必要があると思われる。</p> <p>また、ホームページやパンフレット等患者等が容易にアクセスできる媒体によって、診療情報の開示申出手続を説明することが望ましい。</p> | <p>市立旭川病院医事課<br/>診療情報開示の際に担当医師からの説明を求められることが皆無である実態に合わせ、開示の際に担当医師が診療記録の内容を説明するとして条項を削除することとし、要綱の改正を行った。</p> <p>また、診療情報の開示手続きについてはホームページに掲載した。</p> |
| (3) 利用者の声、アンケート、苦情   |   |
| ④監査結果と意見   |   |
| ア) 患者アンケート   |   |
| <p>患者アンケートの実施は、職員が患者の視点を知る上で有益であるが、回答率は約10%に過ぎない。入院時のオリエンテーションの際にアンケートへの協力を依頼するとか、アンケートの書式や質問内容を回答しやすいものに改善するなどの対策が必要と思われる。</p>  | <p>市立旭川病院医事課<br/>入院時のオリエンテーションの際にアンケートへの協力を依頼する等の方法で回答率の向上に努めた。</p>   |
| イ) 苦情処理 d)   |   |
| <p>暴言・暴力については暴力等対策マニュアルが作成されているが、クレイマー対応については定められていない。クレイマー対応は、通常の苦情処理とは異なる処理方法が要求されること、対応職員の精神的負担が大きいこと、対応を誤ると執拗に繰り返され解決に多大な労力を要すること等からすると、クレイマー対策マニュアルの作成が望まれる。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課<br/>市長部局と協議し市全体で発生しているクレーム対応について、全庁的に対応を整理し、方針を策定したところであり、これに基づき対応することとした。</p>   |
| (4) 個人情報保護   |   |
| ② 個人情報保護の運用状況  |   |
| ウ) 監査結果と意見   |   |
| <p>平成18年3月に個人情報保護についての勉強会を実施しているが、それ以降は実施されていない。新人研修には個人情報保護の項目が入っているとのことであるが、職務経験が長くなると、日々接している患者情報の重大性に対する意識が希薄となる恐れもあることから、新人以外の職員に対しても研修を実施することが望ましい。</p>  | <p>市立旭川病院経営管理課<br/>平成25年8月2日付けで制定された「旭川市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」とともに改めて情報の取扱について注意するよう職員に周知しており、今後も職員に意識が徹底されるよう、必要に応じて周知等を実施していく。</p>             |

# 平成23年度包括外部監査の結果に関する報告書

(市立旭川病院の財務事務の執行及び事業の管理について)

| 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|--|---|
| 4 医薬品について  |   |
| (5) 監査結果と意見  |   |
| ① 在庫管理について   |   |
| <p>取扱いに注意すべき医薬品以外の薬品については、数量について特に決まった管理は行われておらず、仮に紛失等があったとしても把握できない状況となっている。</p> <p>調剤室における数量管理についても今後のシステムの更新などの際には検討すべきと思われる。</p>   | <p>市立旭川病院（医療情報管理課）</p> <p>病院情報システムで発生する処方・注射等のオーダーリング入力情報を基に医薬品の在庫引き落としを行い、在庫数管理、発注、納品、各種統計等の業務効率化を図るための医薬品在庫管理プログラムを導入した。</p>  |
| ② 請求側との照合について  |   |
| <p>現在のシステムでは、請求漏れのチェックは医事稼働額と薬品の払出額を比較するという現行の方法でしか行うことができない。</p> <p>バーコードを利用した入力によって、患者への誤投与を防止し、請求漏れをチェックできる体制を整備する事も可能になると思われるが、そのためには現在の薬品システムを改良しなければならないため、今後、費用対効果を勘案しシステムの改良について検討することも必要と考える。</p> | <p>市立旭川病院（医療情報管理課）</p> <p>システム上、オーダーデータが医事システムに取り込まれるため基本的には請求漏れは発生しないが、請求漏れチェックとして医事請求事務委託業者が患者個別に入力情報とレセプトを確認している。</p> <p>また、誤投与防止に関しては注射実施時にはバーコード照合による誤投与防止を以前より行っているが、内服薬・外用薬については、メーカーでのバーコード貼付義務は販売包装単位及び調剤包装単位であり、投与単位のバーコード貼付とされていないため対応は不可能である。</p> |
| ③ 薬品のコスト削減へ向けた取組み  |   |
| イ) 購入単価を下げする方法   |   |
| <p>平成22年度に初めて医業コンサルタントと薬品の購入に関するコンサルティング契約を締結し、その結果、平成22年度の薬品費削減額は約2千万円となった。</p> <p>今後もコンサルタントへの報酬額とコンサルタント活用による薬品費削減額を勘案し、薬品費の削減額の方が上回ると見込まれる場合には、コンサルタントの活用について継続して検討すべきと思われる。</p>                       | <p>市立旭川病院（医療情報管理課）</p> <p>薬品費に関するコンサルティング委託の検討は行ったが、平成28年度の診療報酬改定において薬価の改定もあるため、費用対効果が見込めないことから、今回は見送りとした。</p> <p>なお、コンサルタントの活用は今後も継続して検討する。</p>  |
| 6 委託費について  |   |
| (6) 入院・外来共通事項  |   |
| 委託業務の内部化等の検討   |   |
| <p>経済性の観点、病院職員の業務水準の確保の観点、業務が請負になじむか否かの観点等から検討を行って、診療報酬関連業務の一部を内部化して対応することも検討すべきであろう。</p>  | <p>市立旭川病院（医事課）</p> <p>現時点で、当市職員に診療報酬関連業務経験者がほほいないため、業務の内部化は考えていない。</p> <p>なお、今後病院のプロパー職員の採用を予定しており、業務に精通した職員の確保ができた後、検討する。</p>  |



| 意見の概要   | 意見に対する考え方   |
|---|---|
| 10 診療科別損益計算について   |   |
| (3) 監査意見と結果   |   |
| ④ 診療科別損益の分析について   |   |
| ク) 歯科口腔外科：診療科利益率（外来，入院）   |   |
| <p>初診は現在のところ紹介状を持参した患者のみが診療対象となっているが、今後は紹介状のない患者の受け入れなど、患者数を増やすための検討が必要と思われる。</p>   | <p>市立旭川病院（医事課）<br/> 診療対象を紹介患者のみとすることについては、当院歯科口腔外科開設時（H13.6.1）に、本市歯科医師会と合意がなされていること、当院のような「急性期医療」を担う病院は、初診患者を紹介状を持った患者に限ることは国の施策に則ったものであることから、現状の患者受け入れ方針は変更しない。<br/> なお、患者数を増やす方策として、現在の国の施策として悪性腫瘍手術や化学療法患者への歯科口腔ケアの推進が求められており、このような患者のケアを積極的に推進している。</p> |
| 11 医療の安全確保について  |   |
| (2) 監査結果と意見   |   |
| ① 医療安全確保体制のあり方について  |   |
| <p>医療事故調査委員会の構成員には外部委員も含まれているのに対し、医療事故検証会の構成員は院内の委員のみであることからすれば、重大な医療事故が発生した場合には、客観的な視点を導入するため医療事故調査委員会を開催する方が相応しいと考える。このような点も考慮しながら、両者の位置付け・役割分担を明確にし、設置規程を整備する必要があると思われる。</p> | <p>市立旭川病院（医療安全管理課）<br/> 医療事故調査委員会と医療事故検証会の役割分担を明確にするため、医療事故対応について統括する位置付けとなる医療事故防止対策要綱を改正した。</p>  |
| ② 医療安全体制の実際の運用状況について  |   |
| 工) 医療事故発生後の対応状況 a) 医療事故発生時の報告   |   |
| <p>I・Aレポートを有効活用するためには、医療事故情報をI・Aレポートとして一元化する必要性は高い。I・Aレポートの提出について、職員の意識を向上させる必要があると思われる。</p>  | <p>市立旭川病院（医療安全管理課）<br/> 医療事故調査制度の施行に伴い、医療事故情報をI・Aレポートに一本化して体制を整えた。</p>  |

# 平成23年度包括外部監査の結果に関する報告書

(市立旭川病院の財務事務の執行及び事業の管理について)

| 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|--|---|
| <b>第3 監査の結果と意見</b>   |   |
| <b>7 固定資産について</b>  |   |
| <b>(2) 監査結果と意見</b>   |   |
| <b>⑥ 減価償却費負担について</b>   |   |
| <p>1㎡当たりの建設コスト、1床当たり建設コスト及び100床当たり延床面積のどれをみても市立旭川病院の改築には過剰な投資が行われたと判断せざるを得ない。</p> <p>過剰な負担と思われる減価償却費、支払利息負担額を明確にして、それを考慮したうえで収支計画を作成するか、減価償却費、支払利息の影響を受けない経営指標を目標とすることが望ましいといえる。</p> | <p>市立旭川病院事務局経営管理課（財務係）</p> <p>当院の第3次中期経営計画における収支計画は、平成26年度の地方公営企業会計制度改正等により、減価償却費の反対給付である長期前受金を繰り延べて収益化することとなったため、総収支については改善していくものと考えている。その上でキャッシュフローに影響を与える資金不足額や一時借入金などを指標に掲げることで、資金収支の情報を設定した上で収支計画を作成しており、この方式を今後は継承していくものと考えている。</p>                               |
| <b>8 一般会計繰入金について</b>   |   |
| <b>(3) 監査結果と意見</b>   |   |
| <b>③ 繰入金の算定方法について</b>  |   |
| <b>ア) 小児医療に関する繰入金</b>  |   |
| <p>診療科別収支計算書から算定される赤字額は、一般会計繰入の上限値にはなるが、そのまま繰入額とすることは妥当とはいえない。しかしながら、診療科別収支計算書を適正に補正する客観性のある正確な計算方法はない。</p> <p>こうした状況においては、特別交付税の算定基準を用いることが考えられる。</p>                               | <p>市立旭川病院事務局経営管理課（財務係）</p> <p>当院の第3次中期経営計画においては、一般会計繰入金の繰入基準を公開しており、その基準は毎年度財政課と協議の上繰入金算定要領を定めることとしている。地方交付税のうち特別交付税の基準が単価積算方式から実支出額に一定率を乗じたものとの比較により交付税額を決定する方式となったため、特別交付税の交付基準との比較は行うものの、小児医療に関する繰入金は、小児医療の運営に必要な給与費、材料費、経費等の収入不足額で算定する方式を本中期経営計画期間については適用していく。</p>  |
| <b>イ) 精神神経科に関する繰入金</b>   |   |
| <p>繰入額算定においては、本来は、診療科別収支計算書における精神神経科の赤字額から、病院が非能率的な経営を行っていることによって生じる赤字額を特定し、これを控除しなければならないが、診療科別収支計算書を適正に補正する客観性のある正確な計算方法はないため、一般会計繰入額算定には特別交付税の算定基準を用いることが考えられる。</p>               | <p>市立旭川病院事務局経営管理課（財務係）</p> <p>当院の第3次中期経営計画においては、一般会計繰入金の繰入基準を公開しており、その基準は毎年度財政課と協議の上繰入金算定要領を定めることとしている。地方交付税のうち特別交付税の基準が単価積算方式から実支出額に一定率を乗じたものとの比較により交付税額を決定する方式となったため、特別交付税の交付基準との比較は行うものの、精神神経科に関する繰入金は、精神医療の運営に必要な給与費、材料費、経費等の収入不足額を算定する方式を本中期経営計画期間については適用していく。</p> |